

北条政子危急をめぐる朝幕の対応とその背景

——新出「藤原定家自筆明月記断簡」（嘉禄元年七月一日～三日条）——

谷 昇

はじめに

二〇二〇年十月『思文閣古書資料目録』二六七号誌上に、「藤原定家自筆明月記断簡 一幅」（以下「断簡」という）なる売立品が現れた。注記には、

嘉禄元年七月一日～三日条

大正二年大口鯛二箱書

本紙縦28糎 横51・9糎 総丈縦119糎 横64・5糎 軸装 箱入

とあって、解説では、「筆跡は定家自筆と見られ、天複地一の界線など僚巻と同一であることから『明月記』原本としてよい。」とされている。また、歌人・古筆研究家として知られる大口鯛二（一八六四～一九二〇）の箱書きがある。

筆者に「断簡」の真贋を判ずる力量はないが、後述するように、前日条との内容的な連関などからして、真筆と考えてよいと思う。

数年来（二〇一七年十月～）立命館大学大学院、美川圭教授担当ゼミにおいて『翻刻明月記』輪読が行われており、筆者も出席を許されているが、最近教授より「断簡」の存在を教えられ、同ゼミにおいて池松直樹氏と分担して概要を報告した。

承久の乱後四年の『明月記』嘉禄元年記は諸方に散逸していることが確認されているが、これを切り分けるようにして「断簡」が現れた。う

ち続く幕府要人の死、配流地にある三上皇（後鳥羽・土御門・順徳）の処遇問題、そして北条政子の危急を前にして、執権北条泰時・政子自身・関東申次西園寺公経、関白近衛家実らの言動が記述されており、北条時政後妻牧の方の健在ぶりも想定されるなど、「断簡」の史料的价值は計り知れないものがある。

「断簡」の内容はなお難解な箇所を含むが、まずは記事を読解、いささかの考察を加え、大方の御批判を仰ぎたいと思う。

一 新出「藤原定家自筆明月記断簡」

（1）「断簡」全文

まずは、「断簡」全文を掲げる。（訓点を付す、〈〉内は割書）

嘉禄元年

七月〈小〉、

一日〈庚申凶会復〉、天晴、

未時許、中将来、相国坐^三北山^一給、為^レ申^二夜前御返事^一、只今参向云々、関東事、当時猶成敗等分明、不食病及^二数月^一之間、人恐^二始

終事^一歟云々、

行兼昨日帰京（六ヶ日着、二ヶ日経廻、六ヶ日帰云々）、冷泉女房母儀又書状到来、当時無指事云々、

若有三品事者、可通世之由、泰時朝臣頻申請、只以鎮守天下、可為報恩之由、被命云々、或説云、貴所散在諸方、頗無其便宜、可奉寄一方之歟之由、議定云々、皆浮説也、

二日（欠日）、太陽照耀、片雲収尽、

北山勝地泉井水皆枯乾云々、此辺未乾、

赤日遠霽、炎暑如燒、早風吹草、

三日、天雖晴、雲聊聳、午後雲収、

入夜中将来、相国御共参内、光俊卿衣冠在弘御所方、女院近臣・

相国一門・殿下近習等、各可寓直禁裏之由、関東各被申之云々、

博陸参会、久謁給之間、委細眼前被申之由、退出之後示給云々、此

条可謂本意、但前世一門之宿業、更非人力之所及歟、聞之

還摧心、

今日祈雨幣（通方卿）、藏人二人参丹生・貴布祢云々、職事雲客

濟々、尋常云々、

朝陽霽、漢雲聳、天間陰、雨纔灌、

不濕地、増炎暑、

（2）「断簡」新出の意義

承久の乱前後の記録類について「各記主は、日記の廃棄・塗抹を余儀なくされ」、残存状況が極めて悪く、定家も例外でなかったということ^①が、つとに指摘されている。建保六年（嘉禄元年）の『明月記』刊本（『翻刻明月記』）収載記事は次の通りである。

・建保六年（一一二八）1・7・8・11月に記事あり。

・承久元年（一一一九）1月（二日分）・閏2月（二日分）のほか欠。

・承久二年（一一三〇）全欠。

・承久三年（一一三一）全欠。

・貞応元年（一一三二）全欠。

・貞応二年（一一三三）全欠。

・元仁元年（一一三四）全欠。

・嘉禄元年（一一三五）1～3月時雨亭文庫に原本あり。余は「底本一覽」（次頁）参照。

このほか、『明月記』散逸には古記録としての特異な事情がある。「定家が歌人・文化人として著名であるため、特に近世以降、『明月記』原本は茶掛けなどに重宝されて巷間に流出することも多く、一部の巻は細かく裁断されて断簡となってしまう。紙背文書についても、表面から剥ぎ取られて別個のものとして流通したものが多^②い。

『明月記』断簡・逸文・紙背文書収集は、明治以降の美術品売立品目録（四千数百点におよぶ）などの調査をはじめ、精力的に進められた^③。この間、『冷泉時雨亭叢書 明月記』（写真版）全五巻が一九九三～二〇〇三年にかけて刊行され、『明月記』原本参照の便が質量ともに飛躍的に拡大・充実した。

以上の研究成果を集大成して、『翻刻明月記』（全三巻）が二〇一一・一四・一八年に刊行された。その価値については、冷泉為人氏が冒頭「底本は、時雨亭文庫に伝わる自筆原本はもちろんのこと、他所に所蔵される原本や断簡をも集成し、さらに原本が確認できない部分は写本等を可能な限り博搜して、『明月記』全体像の復原につとめている。（中略）この翻刻本全三巻によって、従来は不明瞭とされてきたことが一掃され、テキストへの不安は大きく低減されたと思われる。」と述べていることに尽きよう。

「断簡」の前後日条を含め、嘉禄元年記は散逸しているが、たんねんな

研究・収集作業により復元が行われており、『翻刻明月記』各巻には、研究・収集の成果に基づき「底本一覽」が示されている。^⑤

●嘉禄元年(元久二年)一三五	
345	正月一日〜三月二十九日 冷泉家時雨亭文庫蔵「第三十七 元仁二年春記(叢書58巻『明月記三』)
346	四月一日〜六月三十日 日本大学総合学術情報センター蔵「嘉禄元年夏記」
347	(嘉禄元年秋記白表紙) 村瀬努氏蔵「嘉禄元年五月記(丁紙)注 ²
348	(七月五日) 国立歴史民族博物館蔵注 ¹⁰
349	(七月五日) 早稲田大学図書館蔵注 ¹¹
350	(七月五日) 「史」写真帳(六一七・四一/二二)注 ⁹
351	七月十日〜十五日 「史」台紙付写真(九三五/二三八三)注 ⁹
352	七月十七日〜十八日 個人蔵
353	七月十八日〜二十日 東京国立博物館蔵「嘉禄三年四月記(10紙)注 ⁶

今回の「新出」は、『明月記』断簡研究・蒐集作業に、さらなる継続の余地があることを示すとともに、本稿で述べる卑見からしても、当該期の朝幕関係を知り得る第一級の重要史料であると思う。

二 「断簡」前日条および「断簡」読解

(1) 前日―嘉禄元年(一二二五)六月三十日条

「断簡」読解に先立ち、内容的な関連が強く想定される『明月記』前日条、すなわち嘉禄元年(一二二五)六月三十日条の一部を読んでおきたい(『明月記』引用はいずれも『翻刻明月記』、()内は筆者私注以下同)。

卅日(己未)、天晴、田夫已愁^二炎旱^一云々、

(中略)

後聞、相公堂供養、中将、聞^二早且之由^一、辰時向、事遅々、

(中略)

又為^二相国御使^一、参^二関白殿^一云々、自^二関東^一、彼一家人々、殊可下祇^二候禁裏^一給^上之由、示送、仍雖^レ非^二指事^一、如^レ此申遣之由、又争不^二忿申^一哉由被^レ申、有^二快然御返事^一云々、

〔語釈〕

中将 藤原為家(一一九八〜一二七五)、定家息、二八歳、西園寺公経の猶子となっていた。この年の十二月二十六日、藏人頭に補さる。(系

図①)参照

相国 前太政大臣西園寺公経、五五歳。

関白殿 近衛家実、四七歳。

〔現代語訳〕(部分)

又、(為家が)相国(公経)の御使として、関白殿(家実)のもとに参つたという。「彼の一家(家実一家)の人々は、特別に禁裏に祇候されるべきよし、関東から示し送って参りました。よって、さほどのことではないとはいえ、このように申し遣わします。またどうして忿ぎ申さないことがありましようか(お急ぎの程を)」との由を(公経は)申された。(家実より)快諾の御返事があつたということである。

(2) 七月一日条

〔訓読〕

嘉禄元年

七月小、

一日、庚申、凶会復、天晴る。

未の時許り、中将来る、相国北山に坐し給ふ、夜前の御返事を申さんが為、只今参向すと云々。関東の事、当時なほ成敗等分明、不食病数

月に及ぶの間、人始終の事を恐るる歟と云々。

行兼昨日帰京（六ヶ日着、二ヶ日経廻し、六ヶ日帰へると云々）、冷泉女房母儀、又書状到来す。当時指たる事無しと云々。

若し二品事有らば、遁世す可きの由、泰時朝臣頻りに申し請ふ。只鎮守天下を以て、報恩為す可きの由、命ぜらると云々。或る説に云く、貴所諸方に散在するは頗る其の便宜無し、一方に寄せ奉る可き歟の由、議定すと云々。皆浮説也。

〔語釈〕

行兼 中原行兼 西園寺公経・九条道家に近侍し、公武交渉の実務を担った（後述）。

冷泉 為家を指す。「冷泉」を冠した為家の呼称は、本年十月二十八日「冷泉中将」として初見する。本新出史料は、為家の「冷泉」呼称初見となろう。

冷泉女房母儀 冷泉女房（為家室）の母。北条時政八女、母は牧の方、宇都宮頼綱妻、のち離婚し、松殿師家に再嫁。（「系図③」参照）

二品 北条政子、保元二年（一一五七）生、六九歳。

泰時朝臣 武蔵守（承久元年十一月任）、執権（元仁元年六月）、四三歳。

〔現代語訳〕

嘉禄元年七月小、

一日、庚申、凶会復（日）、晴れ。

未の時許り（午後二時頃）、中将（為家）が来た。相国（西園寺公経）は北山（第）におられ、昨夜の御返事を申し上げるために、つい今しがた参上したところだという。関東の事（政子の容態）は、今のところまだ成敗等は分明である（判断力はしっかりしている）が、（しかし）不食病が数か月に及ぶために、人々は（政子の）死を恐れているということである。

（中原）行兼が昨日帰京し（六ヶ日（で鎌倉に）着き、二ヶ日滞在、六ヶ日

で戻ったという）、冷泉女房母儀の書状が又到来した。今のところとくに変わったことは無いという。

若し二品（政子）に事あらば、遁世したいと、泰時朝臣が（政子に）頻りに申し請うたが、（政子は）只鎮守天下をもつて、報恩すべきである由、命じられたということである。或る説に云うには、貴所が諸方に散在するのはまことに不都合である、一方に寄せ奉る可きの由を（幕府は）議定したという。（これらは）皆風説である。

（3）七月二日条（省略する）

（4）七月三日条

〔訓読〕

三日、天晴ると雖も、雲聊か聳ゆ、午後雲収む。

夜に入り中将来る。相国御共にて参内す、光俊卿衣冠にて弘御所方に在り。女院近臣・相国一門・殿下近習等、各禁裏に寓直す可きの由、関東各に之を申さると云々。

博陸参会し、久しく謁し給ふの間、委細眼前申さるの由、退出の後示し給ふと云々。此条本意と謂ふ可し。但前世一門の宿業、更に人力の及ぶ所に非ざるか、之を聞き還りて心を摧く。

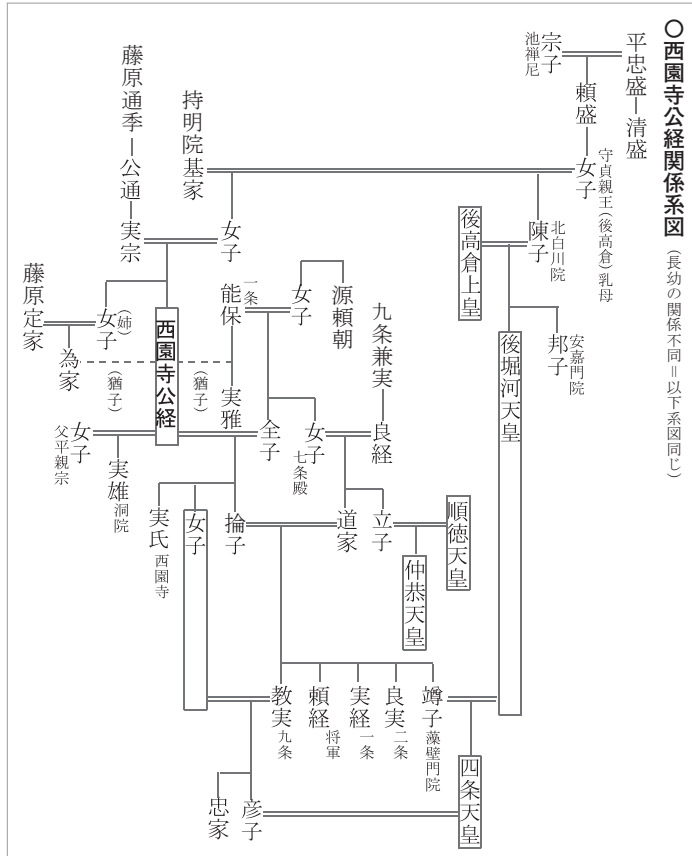
（以下略）

〔語釈〕

参内 当時の後堀河天皇皇居は閑院にあった（『皇居行幸年表』）。

光俊卿 長家流光能息藤原光俊、従三位非参議四七歳、建久元年（一一九〇）叙爵（二二歳）、右兵衛督、丹波守等を経て、建長元年（一二四九）従二位非参議で出家。『明月記』に頻出。

弘御所方 ほんらいの内裏には存在が確認されず、里内裏には諸史料



〔系図①〕

に所見する。「閑院内裏広御所指図」が「門葉記」巻四に見える。
女院 北白河院陳子(後高倉后)。当時女院に安嘉門院邦子(後高倉皇女)も見えるが、陳子は西園寺公経の叔母にあたること、嘉祿元年前後で定家が「女院」と書いているのは北白川院を指していることから「陳子」を採る。
相国一門〔系図①〕参照。
 殿下 閑白、近衛家実、四七歳。
前世一門之宿業 難解である。「北条氏一門の宿業」と取っておく。のちに議論する。

〔現代語訳〕

夜に入り中将が来た。相国の御共で参内したところ、光俊卿が衣冠にて弘御所方におられた。女院近臣・相国一門・殿下近習等は、各々禁裏に宿直す可きの由、閑東から各々に通達があったという。

(また)博陸(家実)が、(弘御所に)参会され、長時間(後堀河天皇(一四歳)に)拜謁される間に、(事の)詳細・事実を申し上げられたとの由を退出の後(諸臣に)お示しになったという。このことは願ってもないことである。ただ、(北条氏)前世一門の宿業は、まったく人力の及ぶところではない。これ(為家の報告)を聞き、かえって心をくだいた。

三 嘉祿元年の朝廷・幕府

(1) 嘉祿元年(一二二五)の要点

嘉祿元年は、承久の乱よりわずか四年、高倉上皇すでに亡く、後堀河天皇の治世いまだ治まらないまま、前年には北条義時が没し、大江広元・北条政子など要人の死が相次いだ。遠所遠島流刑地にはなお後鳥羽・土御門・順徳三上皇があり、還京のうわさが繰り返された。また、北条時政後妻牧の方は健在で、宇都宮頼綱の妻とした娘(時政八女)―すなわち定家息為家妻の母―をして、閑東―西園寺公経情報交換の一翼を担わせていた。

嘉祿元年、朝幕体制の要点は次の通りである。

- ・ 後堀河天皇、十四歳。御所閑院。承久乱後の皇位継承順を〔系図②〕に示す。
- ・ 上皇 欠、貞応二年(一二二三)後高倉上皇死去。

4月	20	嘉禄と改元す〔百練抄〕(国史大系)
	26	土佐にある土御門上皇還京のうわさ「厳僧正(厳海)……世間雑談之次云……又巷説、南海之上皇(土御門)可有御帰洛云々、彼は縦横歟」(明)

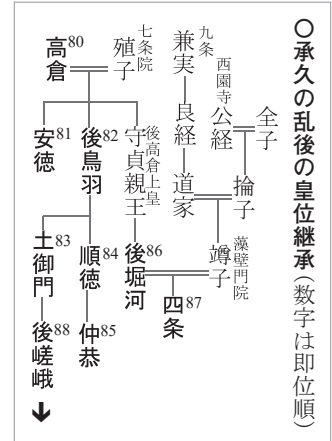
北条政子危急をめぐる朝幕の対応とその背景

○嘉禄元年略年表
 〔五〕 〓 『吾妻鏡』(国史大系)、〔明〕 〓 『明月記』。私注を適宜()内に示す。

次に、以降の議論に備え、嘉禄元年の略年表を示す。さきに述べたように、当該期の記録は僅少で、『吾妻鏡』・『明月記』記事に拠るほかない、前者記事は淡々として簡略、後者記事は緊迫感に満ちている。他に『岡屋関白記』に嘉禄元年記があるが本稿に有用な情報はない。

(2) 嘉禄元年略年表

- ・ 関東申次 前太政大臣西園寺公経。
- ・ 関白 近衛家実。
- ・ 將軍 欠。三寅は、この年十二月元服、来年正月二十三日、叙正五位下、任右近衛少将・征夷大將軍。
- ・ 執権 北条泰時、従五位下・武蔵守。
- ・ 藤原定家 従二位前参議(六四歳)。
- ・ 藤原為家 従四位下中将(二八歳)、十二月には藏人頭。
- ・ 同時代史料 『明月記』・『吾妻鏡』



〔系図②〕

								6月	5月
								2	29
								政子病む(発病初見)「二位家御不例云々」〔五〕	
								北条泰時、北条政子の病氣平癒祈願を行う。以降連々〔五〕	
								旧主帰洛の狂説「狂説云、南方旧主(後鳥羽上皇)可帰給云々」〔明〕	
								政子危急により六波羅に武士集結「関東二品、有獲麟之聞……河東武士等集会、右幕下被送使者……定是終命之由飛脚歟」〔明〕	
								定家、政子獲麟に感慨を記す「去々年法皇(後高倉)、去年義時朝臣、今年又如此、天下勝事、若是人道之推而所行歟」〔明〕	
								大江広元死去「前陸奥守正四位下大江朝臣広元法師(法名覚阿)卒、……日来煩痢病云々」〔吾〕	
								「隠岐の掾」怪鳥奇譚(本文で詳述)	
								北条時房、西園寺公経を訪ね、政子の制止を振り切り下向する旨を伝える「夜前、相州参相国亭」(今度在京初度歟)、増氣之由示給之状、彼自筆也、不レ可レ下由雖示給、承増氣由、争今一度不レ奉合眼哉、仍存往反廿日由、所馳下也」〔明〕	
								関東武士蜂起のうわさ「閭巷雜人説、又嗷々、関東銳卒蜂起之由、下人等成畏怖云々」〔明〕	
								時房八頭の駿馬を乗り継ぎ下洛「相州八駿之蹄、出京六ヶ日之卯時、着関東云々」〔明〕	
								幕府、三帝二王の禁固嚴重を重ねて下知「彼病増氣由、告送之時、重下知之状、三帝二王重可奉禁固」〔明〕	
								守護上洛禁止「如此之時、各守護等、全不レ可レ有上洛之心、各可レ固其營之由、下諸国云々」〔明〕	
								人々、政子終命により後鳥羽らの帰洛があるかとうわさする「雜人等巷説水火(門々戸々老嫗等、二品終命者、芝砌(上皇ら)可還御云々)」〔明〕	
								〔参考講読〕幕府より関白近衛家実一家に対し、禁裏に祇候するよう通達あり、公経これを伝え家実快諾「又(為家)為相国御使、参関白殿云々、自関東、彼一家人々、殊可下祇候禁裏給上之由、	
30									

									7月	
									1	〔講読条〕執権泰時、政子万一の場合は出家の由を申し政子に止められる。「冷泉女房母儀又書状到来、当時無指事云々。若し有品事者、可通世之由、泰時朝臣頻申請、只以鎮守天下、可為報恩之由、被命云々」〔明〕〔新出、部分〕
									2	〔講読条〕「北山勝地泉井水皆枯乾云々、此辺未乾、赤日遠霽、炎暑如燒、早風吹草」〔明〕〔新出、部分〕
									3	〔講読条〕「幕府、女院近臣・公經一門・関白家実等の内裏宿直を命令「女院近臣・相国一門・殿下近習等、各可寓直禁裏」之由、関東各被申之云々」〔明〕〔新出、部分〕
									11	北条政子死去「丑刻、二位家薨、御年六十九、是前大將軍後室、二代將軍母儀也」〔吾〕
									19	政子死去初報京都に届く「巳時、東方女房〔冷泉母儀〕書状到来、十一日被終之由告送、件状、即覽相門了、他方音信未通云々、猶々増不審者也」〔明〕
									20	頼綱妻下向「関東女房可修私事、行兼相具可下向云々、連々経営、実有其煩歟」〔明〕
									25	慈円（七一歳）死去〔門葉記〕〔華頂要略〕
									17	三帝二王一所集結説あり「其内又巷説、遠所貴人、似可有吉事云々、兵部云、永不信受事也、若散在依有煩、奉都合于一方之縁之事歟、其間、又有子細等歟云々」〔明〕
									19	三帝二王のこと巷説噉々「兵部来臨之次、近日猶巷説噉々、遠所等事……」〔明〕
									26	藤原為家（二八歳）任藏人頭。
									29	三寅元服し、頼経と称す。將軍就任は、嘉禄二年正月二十三日。

四 「冷泉女房母儀、又書状到来」

―鎌倉・京の情報ルートと牧の方

(1) 鎌倉・京情報ルート

鎌倉・京の情報ルートに関する議論に先立ち、左衛門尉・檢非違使中原行兼（『檢非違使補任』の動きを整理しておきたい。行兼は、『左大将殿侍（左衛門尉行兼重相専一者也）』（『明月記』承元二年六月二日条）と見え、九条道家の侍であったが、道家の舅である西園寺公経にも仕えており、公武交渉の実務を担った。『明月記』、政子危急近傍条に見える行兼の行動を摘記しておく。

* 嘉禄01・06・08 「巷説、二品雖病重由、当時存命云々……行兼、為相国御使、馳下関東云々」とあるが、次の十四日条からして、本日は下向しなかつたと考えられる。（後述）

* 嘉禄01・06・14 「行兼（廷尉）、為相国御使、今日昼下向云々」。

* 嘉禄01・07・01 「行兼昨日帰京（六ヶ日着、二ヶ日経廻、六ヶ日帰云々）」〔断簡〕

* 嘉禄01・07・20 「関東女房可修私事、行兼相具可下向云々、連々経営、実有其煩歟」

行兼は、政子の危急・大江広元の死去（六月十日）渦中の鎌倉を公経の使いとして往還した。「断簡」には、行兼の往還・滞在日数が明記されているが、右表の日程にほぼ一致し、「断簡」の信憑性が傍証されるところに、六月八日の云々記事に見られる下向は実施されなかつたことが証明される。

さて、北条政子危急の一報は、宇都宮頼綱妻にして定家息為家妻の母

たる「冷泉女房母儀」からもたらされたものである。彼女は北条時政の八女にあたり、母は牧の方である（「系圖③」参照）。「冷泉女房母儀」は、さきに見たように、七月二十日、中原行兼を伴い鎌倉に下向しているから、「断簡」日条当時は在京していたことが確実である。とすれば「断簡」に示された関東からの重要情報源は、彼女の母すなわち牧の方を措いて他に考えられない。すなわち当時、牧の方―「冷泉女房母儀」―為家（定家）―公経という情報ルートが形成されていたと考えてよいであろう。

また、「冷泉女房母儀又書状到来」とあって、こうしたルートはたびたび利用されていたことがわかる。後日、北条政子死去の一報が京に届けられたさい、定家は「已時、東方女房〈冷泉母儀〉書状到来、十一日被_レ終之由告送、件状、即覽_二相門_一了、他方音信未通云々、猶々増_二不審_一者也」（『明月記』嘉禄元年七月十九日条）と記しており、政子終命に関わる最新最速の一報もまたこのルートによりもたらされたこと、しかも「他方音信未通」であったことを併せ知るのである。^⑦

考えるに、幕府草創期の人々が次々と去り、次の幕府を担うべき泰時に関するネガティブな情報（出家申請）さえもが、京都の政権中枢にまで届けられるという政治構造の一端が明らかにされた点においても、「断簡」情報の示す意義は大きい。

（2）牧の方

「断簡」の伝える北条政子危急時、北条泰時が出家を申し請い、病床の政子がなお「天下」文言をもって泰時を慰留する（「只以_二鎮守天下_一、可_レ為_二報恩_一之由、被_レ命」）など、幕府内部の生々しい情報を提供し得た牧の方は、なお健在であった。

牧の方は頼朝死後、夫時政と共にまず比企家を滅ぼし、將軍頼家を廢

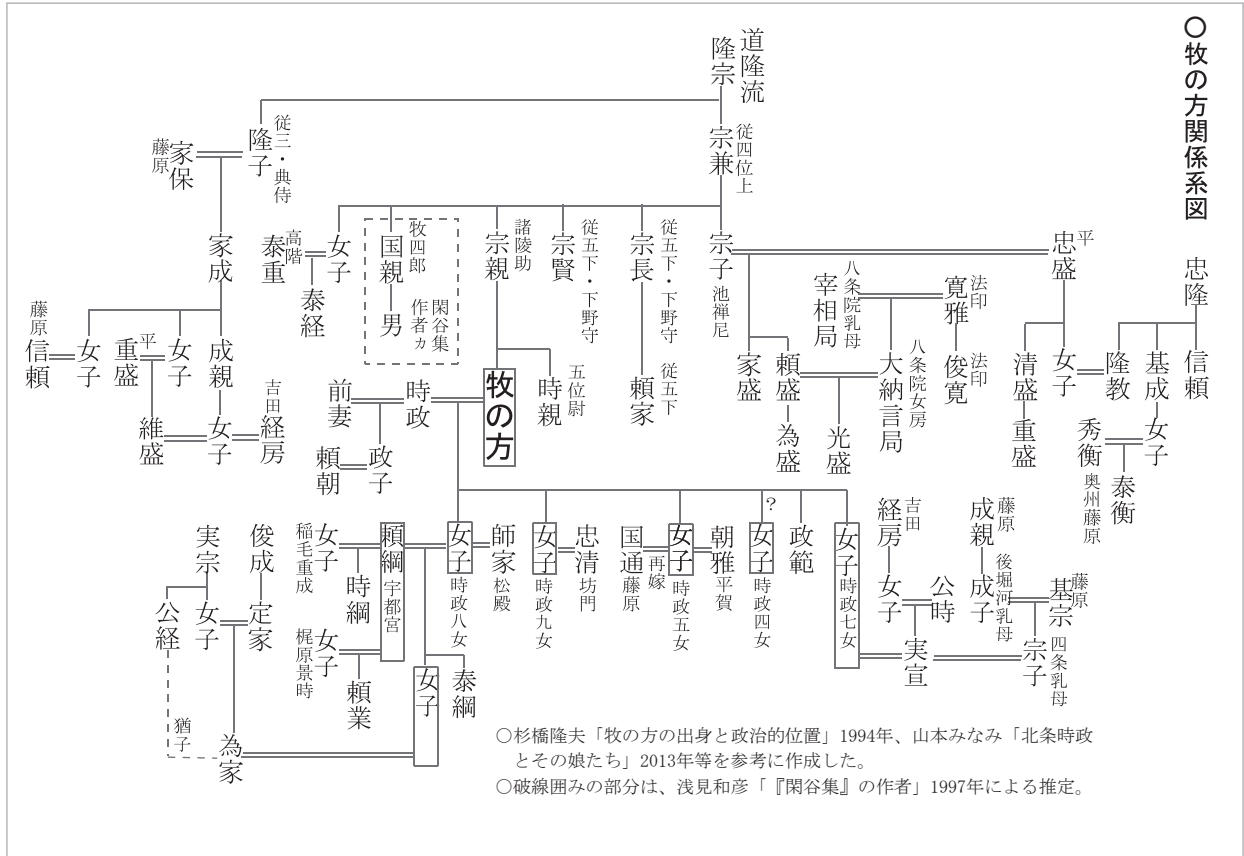
し、畠山重忠、稲毛重成を誅殺するなどしたうえで、元久二年（一二〇五）閏七月には、將軍実朝に代え、娘婿の平賀朝雅を將軍に立てようとする陰謀を企てた。これが発覚、朝雅は誅殺され、時政夫妻は伊豆国の北条に退去し、時政は幕政より遠ざかった。しかし、牧の方はこうした幽居に屈することなく、しばしば上洛して、ますます辣腕を振るい、京都に親族集団を形成していった。^⑧

牧の方の出自については、池禅尼藤原宗子の縁者であったことが明らかにされているが、北条時政との婚姻時期については議論があった。^⑨ 最近山本みなみ氏は、『明月記』天福元年（一二三三）五月十八日条から、「冷泉女房母儀」すなわち時政八女の生年を、文治三年（一一八七）と確定した。^⑩

又聞、金吾縁者（妻母）、於_二天王寺_一、為_二入道前撰政妻_一之由、態告_二送女子并本夫許_一云々、自称之条、言語道断事歟（禪門六十二、女四十七）

また、時政―政子男子「政範」の生年は、『吾妻鏡』元久元年（一二〇四）十一月五日条の卒記から文治五年（一一八九）と知れることと合わせ検討して、牧の方研究の主要論点の一つであった時政―牧の方の婚姻時期を治承四年（一一八〇）と仮定し、頼朝配流（永暦元年（一一六〇））以後のことであるとしたり。すなわち「断簡」日条時点において、牧の方は推定六四歳であった。

牧の方は嘉禄二年、冷泉家を訪問、翌安貞元年正月二十三日には娘婿藤原国通家で、時政十三回忌供養を行い、同月二十七日、風雪の中、懐妊中の孫娘「冷泉女房」らを伴い天王寺・七大寺を参詣するなどの事跡が『明月記』に見え、同年三月二十二日には、冷泉家を訪れるも定家はこのことを知らず「愚老不知_二如此事_一、只惘然之外無也」とぼやいている。



【系図③】

五 「若有一品事者、可遁世之由」
—北条泰時出家申請の背景—

(1) 嘉禄元年の北条泰時

北条泰時については、上横手雅敬氏のすぐれた評伝がある。ここでは嘉禄元年頃、泰時周辺の政治状況について概観しておきたい。

泰時は寿永二年(一一八三)、執権義時の長男として誕生、承久の乱後六波羅探題として在京していたが、嘉禄前年の元仁元年(一二二四)六月、父義時の死に遭い鎌倉に戻り執権の座に着いた。ときに武蔵守四二歳であつた。

北条義時没後ただちに、義時後室伊賀氏・兄伊賀光宗らが藤原実雅を將軍に、北条政村を執権にしようと企てたいわゆる伊賀氏陰謀事件が起こつたが、北条政子により事前に防がれ、安堵する間もなく、嘉禄元年(一二二五)五月になると、政子が病床に就いた。七月政子が没するまでの二箇月間、泰時・幕府は平癒祈願に明け暮れたが、いまひとり六月十二日、前陸奥守正四位下大江広元が死去した。

政子・広元を失つたものの、伊賀氏陰謀事件を乗り越え、嘉禄元年は泰時にとって、安定した政権運営の出発点ともなった年であつた。上横手雅敬氏は「嘉禄元—二年は、執権政治確立の時点であつたといえる」と述べている。

(2) 北条政子と泰時

北条泰時が伯母政子の病氣快癒を祈請し、死をいたんで他に余る追善を行ったことは、所伝に見えるところであるが、政子の死を目前にして「遁世す可きの由」を「頻に申し請うた」という、驚くべき記事が「断

簡」に現われた。さきに述べたように、牧の方↓「冷泉女房母儀」↓中原行兼を経由してもたらされた情報を、定家が記録したものである。記事内容の信憑性は非常に高いと考える。

上横手雅敬氏は、泰時人生の危機は二度あった、承久の乱と政子の死であると述べている。^③「断簡」の出現は、まさに二度目の危機において泰時が「出家」という究極の選択をなし、死期迫る政子に諫められるという事実を伝え、「危機」の存在を明証したのである。

泰時出家申請の原因を考えるために、北条政子と泰時にかかわる史料をいくつか検討しておきたい。

建保元年（一二二三）五月四日、將軍実朝・政子邸（東御所）において、和田合戦負傷者に面謁が行われたさい、泰時が登場している（『吾妻鏡』同日条、（ルビ）は筆者、以下同）。

其内相模次郎者参_二御所中_一、経_二庭上_一入_二于小御所東面簾中_一、依_レ不_二行歩進退_一、匠_{作扶持給}……老軍見_二此牀_一及_二落涙_一云々、負傷者をかばつて御前に進む泰時（三一歳）の姿は、政子の印象に残ったであろうし、彼の心やさしい性格が書き留められている。

次に、『吾妻鏡』に見える政子―泰時関連記事は、承久の乱直前、承久三年三月二十二日条の政子夢想譚である。

是今暁有_二品夢想_一、面_二二丈許之鏡_一、浮_二由比浦浪_一、其中有_レ声云、
（伊勢二所大神宮）
 吾是大神宮也、天下於鑿留仁、世大仁濫天、兵於可_レ徴、泰時吾於鑿者、
 大平於得_レ幸者、

これを承けて乱後、同書承久三年八月七日条には、承久の乱戦勝は政子の夢想に符合したとして、伊勢神宮に所領が寄進された記事が見える。

世上属_二無為_一、是符_二合二品禪尼夢想_一、仍奉_レ寄_二所於二所太神宮_一、
 政子夢想譚は、義時―泰時への政権移行を展望し、承久の乱は、伊勢大神宮の約諾によるものとの担保を行おうとした作為が感じられるが、

政子の泰時に対する期待を物語る挿話である。なお、夢想譚宣命体文中に、のちに議論する「天下」の語があることに留意しておきたい。

（3）北条泰時の天皇観

いまひとつ、泰時の人となり・思想について考えるとき注目すべきは、諸書引載・論ずるところの、軍記・歴史物語などに見える泰時の天皇観である。

『吾妻鏡』承久三年（一二三二）五月十九日の政子演説を承けて行われた軍議において、運を天に任せての上洛軍進発論と、進発慎重論の両議があった。二十一日に至り、大江広元が積極論をとえ、翌二十二日には、泰時が子息時氏以下、わずか十八騎を率いて「門出」する次第となった。

『古活字本承久記』^⑤では、前記進発慎重論者は泰時であったと描かれる。『吾妻鏡』が「世上無為懇請」祈禱の記事しか載せない五月二十日、すなわち政子演説を承けての翌日、泰時は父にたいし、「是程ノ御大事、無勢ニテハ如何ガ有ベカラン。両三日ヲ延引セラレ候テ、……」と言上した。これを承けた義時の言葉の中に、泰時出兵尻込みの原因が、天皇に刃向かうことへの恐怖であったことが語られるのである、すなわち「義時ハ、君ノ御為ニ忠ノミ有テ不儀ナシ。人ノ讒言ニ依テ朝敵ノ由ヲ被仰下上ハ、……天命ニ背奉ル程ニテハ君ニ勝進ラスベキカ。……一天ノ君ヲ敵ニウケ進ラセテ、時日ヲ可移ニヤ。早上レ、疾打立」と厳命した。

『増鏡』^⑥に至っては、天皇に抗わんとしているとの心情が、父子に共有されており、双方泣き泣き会話をするという構成になっている。父は、「をのれをこの度都に参らす事は、思ふところ多し……義時、君の御ために後めたき心やはある。されば、横さまの死をせん事はあるべからず。心をたけく思へ……」など、泣く／＼いひきかす。「聞いた泰時もま

た「鎧の袖をしぼる」のである。

さらに、『増鏡』譚には「おまけ」が付いており、泰時は、出陣翌日父のもとにひとり引き返し、上皇自らの臨幸（発向）に遭遇したとき、身の処し方を問うたという。義時は、「まさに君の御輿に向ひて弓を引くことは、いかゞあらん。さばかりの時は、かぶとをぬぎ弓の弦を切りて、ひとへにかしこまり申て、身をまかせ奉るべし。さはあらで、君は都におはししながら、軍兵を給せば、命を捨てて千人になるまでも戦ふべし。」と答えた。

『明恵上人伝記』⁷⁾になると、場面は承久の乱後に移される。承久の頃から泰時は明恵上人に帰依していたが、泰時が訪れたさい上人は、

一朝の万物は悉く国王の物に非ずと云ふ事なし。……然るを、剩へ私に武威を振ひて官軍を亡し、王城を破り、剩へ太上天皇を取り奉りて、遠島に遷し奉り、王子・后宫を国々に流し、……先ず打ち見る所、其の理に背けり、若し理に背かば、冥の照覧、天のとがめ無からんや。大に慎み給ふべし。

と論じた。『伝記』は続いて、父との問答をまじえ泰時の長い陳弁を載せるが、趣意は、承久出兵は止むなく父の命に従ったまでである、とするものである。

(義時) ひそかに予を招き、語りて云はく、既に天下此の儀に及ぶ、如何計らふべき哉……。

(泰時) 一天悉く是王土に非ずと云ふ事なし。一朝に孕まる、物、宜しく君の御心に任せらるべし。されば戦ひ申さん事、理に背けり。しかじ、頭を低れ手を束ねて、各降人に参りて歎き申すべし……。

(義時) 尤も此の義さる事にてあれども、其は君主の御政正しく、国家治まる時の事也……関東若し運を開くと云ふとも、此の御位を改めて、別の君を以て御位につけ申すべし……。

(泰時) 力及ばず、是亦一義無きに非ざる上は、父の命背き難きに依りて随ひき……。

『梅松論』⁸⁾もまた、前記物語・伝記とほぼ同様の内容を書載せる。

南北朝まで下るものを含め、軍記や歴史書に繰り返し語られる泰時の天皇観、「朝廷への恐怖」⁹⁾に関する一々の記事内容については、史料の性格上、真偽・虚実相混じるものであることは言うまでもない。しかし、複数のエピソードを並べてみると、社会の基底に存在した天皇崇敬・畏怖という観念が、承久出兵を前にした義時父子の主戦―和戦論に仮託して語られていると言つてよいであろう。

(4) 北条泰時出家申請の背景

「断簡」新出以前泰時の心情は、軍記や歴史物において、承久の乱にかわり、父との主戦―和戦論を軸に語られるのみであった。しかし、「断簡」という第一級史料の出現によってわれわれは、伯母北条政子の臨終まぎわ、泰時が「出家」を申し請い、病者にたしなめられるという、生々しい事実を知ることとなった。

なぜ泰時は、幕府内の不安定要素も政子によって取除かれ、長い六波羅での任務を終えて鎌倉に戻り執権となり、前途洋々たる壮年四四歳にして出家を申請したのであろうか。ここでは、考えられる理由を簡条書きするに止め後考に待ちたい。

- ・ 泰時の温和な性格。
- ・ 自身に期待を寄せ、政権のスタートを整えてくれた伯母政子の死を前にした喪失感。
- ・ 父義時・大江広元ら要人の死。
- ・ 天皇崇敬と畏怖観念の存在と承久の乱再来への恐怖。
- ・ 「三上皇還京運動」の背後に想定される「反北条」の機運。

とくに北条氏にとって、天皇に弓引いたという罪悪感、承久の乱再来への恐怖につながったと考えられ、泰時後年の帝位継承介入はその一証左ではなからうか。

承久の乱後四条天皇は、仁治三年（一二四二）一二歳で没した。泰時は順德皇子忠成王岩倉宮を排して、強引に土御門天皇第三皇子邦仁親王を即位させた、後嵯峨天皇である。幕府が帝位に干渉したのは、「泰時の生涯を通じ最もあくの強い事業であった」と評されている。泰時は承久の乱にもなう「反北条」の余韻を払拭するために、後鳥羽―順德皇統から、承久の乱に対し穩健であった土御門天皇の皇統へと、強引な変更を行なったと考えられる（系図②）参照。

六 「貴所散在諸方、頗無便宜」―幕府の朝廷対策

(1) 「断簡」前日条―公経、関白家実に禁裏祇候命令を伝達

『明月記』「断簡」前日の嘉禄元年六月三十日条には、「断簡」の内容と関連が深い記事が存することは先に指摘した。

又為_二相国御使_一、参_二関白殿_一云々、自_二関東_一、彼一家人々、殊可_下祇_レ候禁裏_一給_上之由、示送、仍雖_レ非_二指事_一、如_レ此申遣之由、又争_二不_二忿申_一哉由被_レ申、有_二快然御返事_一云々（再掲）

『大日本史料』本日条は、『明月記』を典拠に綱文を立て「是より先、幕府、前太政大臣藤原公経の一族をして、特に禁裏に近侍せしむ、是日、公経、之を関白家実に伝ふ」としている。しかし、「彼一家」は、関東から公経への示達文中に書かれた第三者を指すと考えられ、禁裏祇候を関東が示し送った相手は、近衛家実に他ならない。このことは、「断簡」七月三日条に内容的に連続、符合するものであり、為家が公経使者として

伝えたのは、家実一家の禁裏祇候であり、家実はこれを了としたのである。

(2) 「断簡」七月一日条―「貴所散在諸方、頗無便宜」

「断簡」七月一日条において、前日近衛家実に伝えられた「内裏祇候」が幕府において議定された内容が明らかになる。

或説云、貴所散_二在諸方_一、頗無_二其便宜_一、可_レ奉_レ寄_二一方_一歟之由、議定云々、皆浮説也（再掲）

なぜ、「貴所」の「散在」が幕府にとって便宜無きことなのか。この背景は、本論冒頭で示した年表に沿って考察すれば、①北条義時・大江広元・北条政子という、草創期鎌倉幕府の大立者の死没に対する御家人・大衆の動揺に加え、②後鳥羽以下三上皇還京を期待する風潮の存在と加速、の二点を挙げることができると考える。

要人の死は社会不安や動揺を招くを常とするが、『明月記』『吾妻鏡』記事から、この間の推移を摘記しておく。（嘉禄元年略年表）（前掲）より

嘉禄01・06・07 「関東二品、有_二獲麟_一之聞……河東武士等集会」（明）

嘉禄01・06・10 大江広元死去〔吾〕

嘉禄01・06・14 北条時房、政子の制止を振り切り下向、二十八日鎌倉

着〔明〕

嘉禄01・06・16 関東武士蜂起のうわさ「閭巷雜人説、又嗷々、関東鋭

卒蜂起之由、下人等成_二畏怖_一云々」（明）

嘉禄01・06・28 守護上洛禁止「如_レ此之時、各守護等、全不_レ可_レ有_二

上洛之心_一、各可_レ固_二其宮_一之由、下_二諸国_一云々」（明）

こうした鎌倉幕府の危機対応は、「貴所散_二在諸方_一、頗無_二便宜_一」なる認識と軌を一にするものであった。言い替えれば、「一所集結令」は、鎌倉武士の在地滞留、帰鎌禁止令が出たことに対応した朝廷対策であっ

た。

なお、「三上皇還京論」については、節をあらためて論じたい。

(3) 「断簡」七月三日条―禁裏祇候命令の対象者と天皇への報告

「断簡」三日条になると、幕府による「貴所」内裏祇候命令の対象が、女院近臣・相国一門・殿下近習にまで及んでいたことが明らかになる。

入夜中将来、相国御共参内、光俊卿衣冠在弘御所方、女院近臣・相国一門・殿下近習等、各可寓直禁裏之由、関東各被申之云々(再掲)

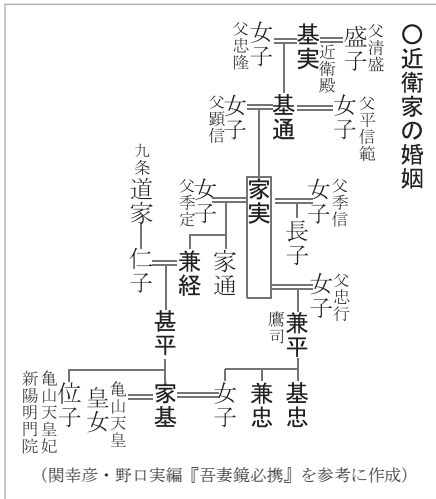
「断簡」は続いて、朝廷において関白家実から天皇にことの奏上が行われていたと考えられる記事を載せている。

博陸参会、久謁給之間、委細眼前被申之由、退出之後示給云々(再掲)

近衛家実は、関白の職務として、関東の命令を、後堀河天皇(十四歳)に詳しく報告したのである。

(4) 「断簡」七月三日条―禁裏祇候(寓直)命令の対象者

まず、「女院近臣」について、当時「女院」は、西園寺公経のおばに当る、後堀河天皇生母、北白河院陳子(五三歳)とその子、安嘉門院邦子(一七歳)があったが、陳子を指しているのと取っておく。



〔系図④〕

園寺公経は、鎌倉幕府にとって三寅の外祖父であり、後鳥羽院政期以来、関東申次の任にあった。当該条近傍では、六月十四日、北条時房と面会、中原行兼を関東に派遣するなどのことがあった。

近衛家実は、貞応二年(一二二三)以来摂政・関白の職にあった。「鎌倉初期に不仲であった九条・近衛両家は当時提携して政務を行っていた。両家を提携させたのは、公経である」。

七 三上皇還京論

(1) 三上皇還京のうわさ

読者は、先に掲出した「嘉禄元年略年表」を見て、この年を色濃く覆っている政治状況のひとつに「三上皇還京論」が存在したことに気付かれるであろう。人々は、打ち続く要人凶事の背景に、隠岐に現存する後鳥羽上皇の怨念の発動を見た。嘉禄元年四月以降、三上皇還京のうわさと待望論が、『明月記』にも数多く記録されている。

「断簡」の内容・背景理解にとって、三上皇還京論の存在は無視できないものと考え取り上げておきたい。

『明月記』に見える多数の記事から、三上皇還京について定家の深い関心を読み取ることが出来る。たとえば定家は、『明月記』嘉禄元年六月十三日条に、次のような奇譚を記したうえで、後鳥羽上皇との関連を補筆・暗示している。

山僧之下法師説云、近日志賀浦(三井寺領之境浜、栽梨木)。件梨木^編、^{自天降}異鳥来集。其鳥大、如唐鳩、色青黒、翅甚広、引展之三尺五寸許、羽数多也。有^二四足^一、其足如^二水鳥^一、居^二水上^一、又在^二浜不^レ懼^レ人、人集取^レ之、其鳥甚弱、人取^レ之見弄之間、不^レ経^レ程死、

其始不_レ知_レ數、々日之間人競取、漸其數少、或者食_二其鳥_一、即時死了云々、於_二恠異_一者、無_レ異議_一歟、何所誰人恠哉、可_レ怖之世也……」
〔補〕又或説云、件鳥、水鳥之中本自有_レ之、名隱岐の掾セウト云
〈云々〉、弥可_レ奇事歟。

当時三上皇還京のうわさは政治問題化していた。政子が病んださい幕府は、「三帝二王（後鳥羽・順徳・土御門・六条宮・冷泉宮）重ねて禁固し奉るべし。此くの如きの時、各守護等、全く上洛の心有る可からず」として、「おのおの其の營を固む可きの由」を諸国に下知したのである（『明月記』嘉禄元年六月二十八日条、前掲年表参照）

(2) 三上皇還京運動と後鳥羽怨霊

その後、嘉禄元年（一二三五）四月頃、「故高野相□□女」なる比丘尼（九条兼房女）が「朝家の重事、国の忠」として、十度にわたり九条道家に後鳥羽・順徳両上皇還京の対鎌倉交渉を懇請、道家はようやくこれに応じ、在京中の幕府評定衆中原師員に使者を依頼した。師員は、しぶしぶ三度目に承諾して三月十三日下向したが、京に戻らないばかりか妻子を鎌倉に呼び寄せようとさえする始末であった。

しかし、三上皇還京運動にたいし終止符を打たせたのは他ならぬ泰時であった。同年五月になって北条泰時から道家に「家人等一同然る可からざる由を申す」との返書が京に到着して、両上皇の還京は絶望的となった。定家は「群賢の議定、嬰兒に異ならざるか」「賢者の案ずる所、向後尤も不便」と慨嘆した。²³⁾

泰時は、仁治三年（一二四二）六月十五日に没した。この年の『吾妻鏡』は記事を欠くが、藤原経光は『民経記』同年六月二十日条において、「抑義時朝臣・尼二品等六七月之間有_レ事、承久東夷乱_二入帝都_一、即六月十四日也、彼是令_二符合_一歟、不可説、毎度以_二六月_一関東重事出来、尤可_レ恐

事也」と、同じ日平経高もまた『平戸記』において「（後鳥羽）顕徳院御霊顕現、有_二不可説事等_一云々」と述べている。²⁴⁾

政子の激励によって「立ち直った」泰時の、その後の為政は公家の評価も高かったようであるが、死期に及んでなお、己の手によって還京を封殺した後鳥羽上皇「怨霊」のうわさから逃れることが出来なかった。

北条泰時が出家を希望した理由・背景、幕府が女院・近衛・西園寺に内裏寓直を命じた理由を「断簡」から直接的に解明することは出来ないが、承久の乱勝利後なお存在し続けた後鳥羽上皇以下の還京要求が根強く存在したことが、要因の一であったと考えたい。

政治的には西園寺・九条家に属する定家や、後年還京要求を直接的に行った九条道家の行動は、一見矛盾しているようであるが、三上皇還京論は、親幕―反幕という二元的な理解・政治的立場を越えて、社会の基底に存在した観念ではなかったかと考える。

八 「以鎮守天下、可為報恩之由」・「前世一門之宿業」

(1) 「以鎮守天下、可為報恩之由」―鎌倉幕府の「天下」認識

われわれは、北条政子が病床から、弱音を吐く泰時を説諭した言葉の中に「只以_二鎮守天下_一、可_レ為_二報恩_一」（傍線筆者）という言葉を見た。いま「天下」なる用語に注目して、「断簡」の時代、鎌倉幕府の「天下」にかかると自己認識について考えたい。

なお北条政子に関して、『吾妻鏡』「断簡」近傍日条（嘉禄元年七月十一日―北条政子死去）には、「二位家薨……同_二于前漢之呂后_一令_レ執_二行天下_一給、若又神功皇后令_二再生_一……」とあって、前漢の高祖（劉邦）没後実権を掌握した呂后に仮託して、政子の「天下」執政を称賛している。

『吾妻鏡』には「天下〇〇」、「〇〇天下」などとして「天下」用例が多数見られ、初見は、治承四年（一一八〇）四月九日冒頭条で、以仁王の頼朝に対する期待が伝えられる中に「可下令_レ執_二天下_一給_レ之由申_二行_一之」とある。幕府草創以前から頼朝に「執天下」が期待されていたとされている。

以降、『吾妻鏡』における著名な「天下」用例としては、文治元年（一一八五）十二月六日、頼朝の朝堂改革奏状ほかに見られる「天下草創」なる文言である。下村周太郎氏は「天下」「草創」文言に注目し、鎌倉幕府における自己認識の変化について考察している。

下村氏によれば、治承・寿永の乱（戦争）開戦時には「家門草創」（『吾妻鏡』治承四年八月六日条）が、乱の終結時には、さきの「天下草創」が現れたが、承久の乱後になると、頼朝による平氏討伐の功績は後景に退き、幕府の成立は「関東草創」と表現されるようになった、と当時の幕府関係者・『吾妻鏡』の恣意性を指摘している。

「断簡」に見られる政子の発言には伝聞ではあるが、「鎮守天下」なる語が見られた。頼朝が用いた「天下草創」に繋げて考えるに、天下はまさに「草創」されたものから「鎮守」する対象へと変わっていたことを実証する史料として、本日条は貴重だと思ふ。

このさい、先に取り上げた承久三年の泰時にかかわる政子の夢想の中にも、「天下」（『吾妻鏡』承久三年三月二十二日条）文言が現れていたことも想起しておきたい。

（2）定家の「前世一門之宿業」認識

「断簡」三日条最末、「但前世一門之宿業、更非_二人力之所_レ及歟、聞_レ之還摧_レ心」について検討する。難解である。ここでは、「前世一門」は北条氏一門を指すと取っておく。承久の乱の余焰消えやらぬ今、世間の

批判は朝廷を蹂躪した北条氏に向けられていたと考えられる。

最近の承久の乱研究動向は、後鳥羽の挑戦相手は、幕府一般ではなく北条義時その人であったとする方向にシフトしており、北条氏が承久の乱でなした所行とその帰結を、定家が「前世一門之宿業」と述べたのではないかと思う。

おわりに

「はじめに」において、「断簡」の史料的価値は計り知れないものがある」と書いたが、本論を書き終え、あらためてその感を強くした。

まず翻刻文を示し、「断簡」新出の意義を考察、続いてやや冗長ながら、前日条および主要な箇所について「訓読」「語釈」「現代語訳」を施したのち、「断簡」近傍の「略年表」を示し、以後の共通理解に備えることとした。

「断簡」によって、北条泰時が伯母政子の病氣危急にさいし、出家を希望し政子にたしなめられるという驚くべき事実が明らかになった。またかかる幕府にとってマイナスの情報、関東申次公経周辺に直接届くという「情報網」において、時政失脚後なお健在な牧の存在が重きをなしていた。

続けて、北条泰時がなぜ出家を望んだのかと問い、伯母政子との親密な関係、配流中の三上皇の現存と還京運動の存在、うち続く要人の死などにその背景・原因を想定した。また、歴史書が語る泰時の天皇に対する畏怖・恐怖感も無視できないものであった。

幕府は政子危急にさいし、関東武士（守護）の下洛禁止と在地滞留を命令すると同時に、京都に対しては、女院近臣・近衛・西園寺の内裏祇候寓直を命令していたことが、今回明らかになった。

三上皇（のち二上皇）還京への希求は、親幕―反幕という二元的な理解を越えて社会の基底に存在し、後年九条道家さえもが幕府に対し還京要請をおこない、これを拒否したのはほかならぬ泰時自身であった。

また定家は、「断簡」七月三日条に「前世一門之宿業」と書いているが、これを北条氏前せ一門の宿業と読むならば、最近の承久の乱研究の新展開と併せ、摂家将軍・北条執権体制理解に、新たな展開が生まれる可能性がある。

以上、草創期鎌倉幕府を支えた人々の世代交代が進み、安定期に入ろうとするときに、なお天皇に刃向かったことへの根強い非難が底流し、幕府要人および武士が恐れたという事態理解のために、この短い「断簡」の示す役割は大きいと評価できる。

本稿執筆中に、二〇二〇年三月、『明月記』建保元年（二二二三）五月二十三日条末尾から、翌日条冒頭部分の断簡が、東京大学史料編纂所により購入されたとの「史料紹介」に接した。すでに『翻刻明月記』に該当日条は、写本により構成・掲出されているが、新出断簡は「筆跡からも藤原定家の自筆原本と比定してよからう」とされている^⑦。『明月記』自筆原本や、まだ知られていない写本の断簡が、今後も現れることが期待される。

本稿で取り上げた「断簡」が、いつの日か公開され、原本に接する機会があることを念じている。

本稿は、立命館大学大学院、美川ゼミにおける輪読・討論を参考に考察を加えたものであり、先生はじめ受講の皆さんにお礼を申し上げるとともに、文責のすべては筆者にあることを付記しておきたい。

〈追記〉脱稿後、某テレビ番組に「『明月記』断簡」が出品されて話題になったことを知った。「断簡」は、建久五年（十一月）二十九日、十二月

一日・二日条（後欠）の軸装品で、すでに『翻刻明月記』に「◇売立目録（二六五―東京文化財研究所架番号）」（写真）から自筆本として翻刻されているものと思われる。

注

- ① 今谷明「日記の亡佚に関する一考察―記主と権力の緊張関係について―」（倉本一宏編『日記・古記録の世界』思文閣出版、二〇一五年）
- ② 尾上陽介「断簡・逸文・紙背文書の蒐集による「明月記」原本の復元的研究」（『東京大学史料編纂所研究成果報告』二〇二一―七、二〇二三年）
- ③ 五味文彦「『明月記』嘉禄元年秋記の復元」（『明月記の史料学』青史出版、二〇〇〇年）、石田実洋「『明月記』の自筆本と転写本・逸文」（『明月記研究』八、二〇〇三年）、明月記研究会編『『明月記』原本断簡集成』（『明月記研究提要』八木書店、二〇〇六年）、尾上陽介（前掲）など。
- ④ 五味文彦（前掲書）など。
- ⑤ 『翻刻明月記二』（冷泉時雨亭文庫編、朝日新聞社、二〇一四年）七三五頁。
- ⑥ 山岡暉「鎌倉時代の公家政権と下級官人」（『古代文化』六〇四、二〇一六年）、行兼については、岡本怜嗣「肥後定慶と中原行兼」（奈良大学大学院研究年報）一五、二〇一〇年）に年譜が示されているが、嘉禄年中の「事績」において、「相国（公経）」を九条道家（前摂政）と取り違えている。ほかに、佐々木正則「三千院救世観音像内納入願文―願主中臣行範に対する疑義ならびに前備中守中原朝臣行範について」（『仏教芸術』一四三、一九八二年）にも関説がある。
- ⑦ ただし『百練抄』（国史大系）には、「七月十三日、去夜、関東飛脚到来、洛中貴賤馳走、故頼朝卿後家二品入滅云々」とするが、『大日本史料』十一日条網文には、「本書三月十三日二作ルハ誤ナリ」としており従うべきである。
- ⑧ 『平安時代史事典』「牧の方」（執筆角田文衛）
- ⑨ 杉橋隆夫「牧の方の出身と政治的位置―池禅尼と頼朝と―」（上横手雅敬監修、井上満郎・杉橋隆夫編『古代・中世の政治と文化』思文閣出版、

- 一九九四年)、細川重男・本郷和人「北条得宗家成立試論」(『東京大学史料編纂所研究紀要』一一、二〇〇一年)など。
- ⑩ 山本みなみ「北条時政とその娘たち―牧の方の再評価―」(『鎌倉』一一五、二〇一三年)
- ⑪ 上横手雅敬『北条泰時』(人物叢書新装版、吉川弘文館、一九八八年、初版一九五八年)
- ⑫ 上横手雅敬『日本中世政治史研究』(塙書房、一九七〇年)、三九三頁。
- ⑬ 上横手前掲『北条泰時』、八頁。
- ⑭ さしずめ、上横手雅敬『日本中世政治史研究』(前掲)、川合康『鎌倉幕府成立史の研究』(校倉書房、二〇〇四年)を挙げておく。
- ⑮ 『慶長古活字本承久記』(新日本古典文学大系『保元物語・平治物語・承久記』、一九九二年)
- ⑯ 『神皇正統記 増鏡』(日本古典文学大系、一九六五年)
- ⑰ 「梅尾明恵上人伝記」(『明恵上人集』、久保田淳・山口明穂校注、岩波文庫改版、二〇〇九年)
- ⑱ 『梅松論』(『翻刻・京大本 梅松論』『国語国文』三三一―八・九号、一九六四年)
- ⑲ 上横手雅敬『北条泰時』(前掲) 三二頁。
- ⑳ 上横手雅敬『北条泰時』(前掲) 一九九頁。
- ㉑ 上横手雅敬『北条泰時』(前掲) 一七八頁。
- ㉒ 土御門上皇は、寛喜三年(一二三二)十月十一日、阿波配所で崩御(『皇帝紀抄』)。
- ㉓ 以上、『明月記』嘉禎元年四月六・十六、五月三・十四日条参照。
- ㉔ 『民経記』は大日本古記録、『平戸記』は史料大成本を使用。
- ㉕ 下村周太郎「鎌倉幕府の草創と二つの戦争―(鎌倉幕府二段階成立史観)覚書」(高橋典幸編『戦争と平和』竹林舎、二〇一四年)、ほかに、森新之介「源頼朝と天下草創」(『鎌倉遺文研究』四二、二〇一八年)は天下「草創」に力点をおいて議論している。
- ㉖ 長村祥知『中世公武関係と承久の乱』(吉川弘文館、二〇一五年)、野口実編『承久の乱の構造と展開―転換する朝廷と幕府の権力』(戎光祥出版、二〇一九年)など。
- ㉗ 遠藤珠紀「東京大学史料編纂所新収『明月記』断簡について」(『東京大学史料編纂所附属 画像史料解析センター通信』九一、二〇二一年)。本稿の存在は、学友田中誠氏の御教示により知った。

(衣笠総合研究機構客員協力研究員)